令和８年度　　＜全日・定時・通信制　概要版＞

神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付・国公立）

教科書費・教材費など授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）

１　申請できる方　認定基準日現在で次の要件のすべてを満たすことが必要

⑴　家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込額から算出される住民税所得割合算額が基準額未満になったと認められること。

⑵　保護者等が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

⑶　対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等に生活保護（生業扶助）が措置されている場合は支給対象外となります。

○次の国籍・在留資格に該当しない場合は、住民税非課税相当になった世帯のみが対象

国籍、在留資格

（1）日本国籍を有する者（2）特別永住者（3）永住者（4）日本人の配偶者等（5）永住者の配偶者等（6）定住者のうち将来永住する意思があると認められた者

（7）家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

◆認定基準日

・ 令和８年７月１日以前に家計が急変した場合は、令和８年７月１日が認定基準日となります。
・ 令和８年７月２日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の１日が認定基準日となります。

２　申請期限　令和８年１２月１５日（火）※審査がありますので、お早めにご申請下さい。

- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

３　支給時期　申請した月の２～３か月後の末頃を予定（例）10月申請⇒1月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

４　支給単価※７月２日以降に家計急変が生じた場合は月割額の支給になります。

対象となる高校生等１人あたりの給付額（年額）

世帯区分	要件	全日制 定時制	通信制
①住民税非課税相当世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が０円	143,700 円	50,500 円
②年収 270～380 万円相当世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①を除く）	47,900 円	16,830 円
③年収 380～490 万円相当世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が182,500円未満（①②を除く）	35,930 円	12,630 円

申請書類等 は、県ホームページ又は事務室にて用意しています。
県ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/

問合せ先：在学している高等学校の事務室
（神奈川県立横浜清陵高等学校　事務室　電話　045-242-1926　音声案内5　）又は
神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ　電話　045－210－8251(直通)

5　提出書類と家計急変事由

【提出書類について】

⑴ 高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）

⑵ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳のコピーなど）

⑶ 家計急変前の収入を証明する書類（（非）課税証明書など）※ 保護者等全員の分が必要

⑷ 高校生等の国籍・在留資格等が確認できる書類（住民票の写し（原本）など）
国籍・在留資格の確認書類として必要。高校生等本人の記載のみで可。

⑸ 家計急変理由書（様式A）及び確認書類（下記に記載の事由に応じた確認書類）

⑹ 家計急変後の収入を証明する書類（ア・イのいずれか）
ア 給与所得者の場合（（ｱ）・（ｲ）のいずれか）
（ｱ） 勤務先作成の給与見込（給与証明書（様式B）又は勤務先の様式）
（ｲ） 給与明細の写し、申請年の賞与支給（見込）申出書（様式C）、賞与明細の写し（既に支給を受けた賞与がある場合のみ）
イ 個人事業者の場合（（ｱ）・（ｲ）のいずれか）
（ｱ） 税理士又は公認会計士の作成した証明書類
（ｲ） 収入申告書（様式D）

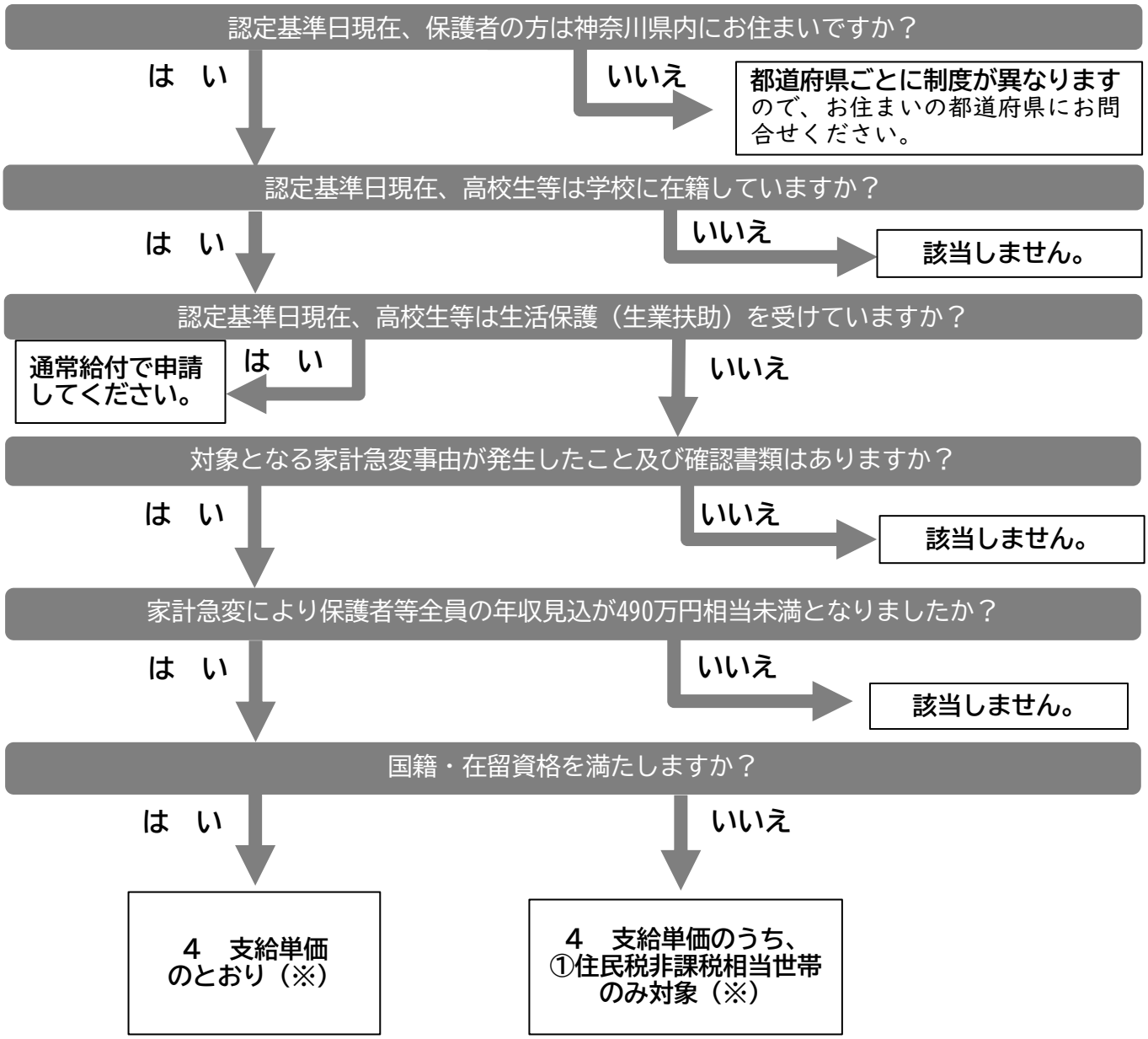
⑺ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（ア・イ必須）
ア 扶養誓約書（様式E）
イ 様式Eの記載内容を確認するための書類（（ｱ）・（ｲ）のいずれか）
（ｱ） 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書（コピー可）
（ｲ） 前年分の源泉徴収票のコピー

⑻ 委任状（口座名義人が、保護者等又は高校生等本人以外の場合は提出）

【家計急変事由について】

家計急変事由	確認書類（いずれもコピー可）
会社都合の退職、雇止め	（ア） 雇用保険受給資格者証で離職理由コードが次のいずれかであること 11（1A）、12（1B）、21（2A）、22（2B）、23（2C）、31（3A）、32（3B）、33（3C）、34（3D） （イ） 会社発行の退職証明書 退職や雇止めの理由が明記されていて上記（ア）の理由と同等であること
自らが経営する会社等の破産、倒産	（ア） 破産手続開始決定通知書 （イ） 個人事業廃業届出書（受理されたもの）
被災等	（ア） 罹災証明書 （イ） 被災証明書
連続で90日を超える長期療養	（ア） 医師の診断書 （イ） 会社（発行）の勤務状況証明
保護者等の障害者認定	障害者手帳
保護者等の死別	（ア） 除籍謄本 （イ） 死亡診断書（死体検案書）
保護者等の離婚	（ア） 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） （イ） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） （ウ） 離婚届受理証明書
保護者等の行方不明	行方不明者届（旧捜索願）（受理されたもの）

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）給付対象者及び給付単価確認シート



※　7月2日以降に家計急変が生じた場合は月割額の支給になります。